

令和2年12月14日

工事業者の皆様へ

国立大学法人佐賀大学
環境施設部長

佐賀大学における敷地内全面禁煙の徹底について

平成30年7月25日に健康増進法の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、大学は未成年者の学生を含む多くの人が集う教育研究機関であることから、平成31年4月1日から敷地内全面禁煙を実施することといたしました。

これにより工事業者の皆様におかれましても、敷地内における全面禁煙にご協力いただくことになります。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 対象者は本学の学生、教職員及び学外者で本学の敷地に立ち入る全ての方となります。
2. 敷地内に駐車中の車内での喫煙や、敷地外であっても周辺住民に迷惑となる喫煙は禁止します。
3. 電子タバコ及び加熱式タバコも対象となります。
4. 工事業者の皆様におかれましては、協力業者等を含む工事関係者に対して、工事用地内（現場事務所室内を含む）及び工事車両内を含めて敷地内（周辺の路上や店舗を含む）禁煙の周知・徹底をお願いいたします。

(問い合わせ先)

佐賀大学環境施設部

施設課 0952-34-3201